

電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針（案）

2018年6月

電力・ガス取引監視等委員会

電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」¹に基づき、今日まで進められてきた。

この一連の改革の下、電力・ガス取引監視等委員会は、電力・ガス取引の監視などの機能を一層強化し、電力・ガスの適正な取引を確保するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律に基づき、独立性と専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として設立された（2015年9月に「電力取引監視等委員会」として設立。2016年4月にガス・熱供給業務を追加。以下、「委員会」という。）。

委員会は、本年9月から第Ⅱ期を迎える。そこで、改めてこの改革の原点に立ち返りつつ、更なる高みを目指していくため、「運営理念」及び「中期方針」を以下のとおり取りまとめる。

なお、これらについては、PDCAサイクルを回す中で、新たな状況変化が生じた場合には、適宜見直しを行っていく。

1. 運営理念

委員会の運営の礎となる理念は、「委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）」、「委員会が目指す組織の姿（ビジョン）」及び「委員会が重視する価値観（バリュー）」の3つの層で構成する。

¹ 電力システム改革に関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定）（抄）

低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤である。

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用必要性が増すとともに、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。

こうした現状にかんがみ、政府として、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点も含め、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築していく一環として、再生可能エネルギーの導入等を進めるとともに、以下の目的に向けた電力システム改革に、政府を挙げて取り組む。その際、電気事業に携わる者の現場力や技術・人材といった蓄積を活かす。

(1) 委員会が目指すエネルギーシステム (ミッション)

ここでは、委員会として、経済社会の中で、どのようなエネルギーシステムを目指すのかを示す。

今般のエネルギーシステム改革は、東日本大震災等を契機に、従来のシステムの抱える様々な限界が明らかになったことを契機に進められており、①安定供給の確保、②料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大の3つの目的が掲げられている。

これらエネルギーシステム改革の目的を、ユーザーである需要家の利益として具現化する観点から、委員会は、すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーサービスが提供されることを目指していく。すなわち、多様な供給先・メニューの選択肢の中から需要家が主体的に選ぶなど、市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを追求していく。

そのためにも、委員会は、同時に、エネルギーの供給構造に着目し、すべての事業者にも、公平・多様な事業機会を確保することを目指していく。業種やエリアを越えた参入により、新技術等の活用を通じた事業やサービスのイノベーションが期待される。

さらに、我が国事業者が、エネルギー産業を取り巻く構造変化の中で、国際競争力を強化して世界でも戦っていけるようにし、また、その果実を国内に還元できるようにするためには、日本の市場環境が世界水準のものとなる必要がある。このような観点から、世界水準の市場環境を我が国に整備することにより、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながることが期待される。

(2) 委員会が目指す組織の姿 (ビジョン)

ここでは、委員会が、上記のようなミッションを実現するため、自らこうありたいという、目指すべき組織像を示す。

委員会は、事業者等の関係者との率直なコミュニケーションを重視し、これらのミッションやビジョンを深く共有しつつ、関係者とともに、需要家にも事業者にも Win-Win となるようなエネルギーシステムの更なる高みを目指していく。

①市場の信頼を守る

委員会は、いわば我が国エネルギー市場における適正競争の護(まも)り手として、市場の信頼を守る役割を果たしていく。このため、市場の信頼を損ね

る行為を確実に是正し、適切に消費者の利益を保護していくことに加え、市場との対話や情報発信も重視していく。

②市場メカニズムを適切に活用する

委員会は、世界各国のエネルギー市場の動向をにらみつつ、市場メカニズムを適切に活用したルール作りを推進していく。このため、市場の機能度や制度の効率性を分析し、市場とシステムが、全体として統合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、積極的に対応策を提言・実施していく。

③ネットワークの適正性を確保する

委員会は、競争の基盤として、地域独占であるネットワークの適正性を確保していく。このため、ネットワーク部門の中立性、公平性、効率性を確保するとともに、新技術の出現も踏まえ、ネットワーク性能やサービスレベルの向上を目指していく。

(3) 委員会が重視する価値観（バリュー）

ここでは、委員会が、上記のようなビジョンを実現していく上で、今後も、常に大事にしていく価値観を示す。

委員会は、電力・ガス取引の監視などの機能を一層強化し、電力・ガスの適正な取引を確保するため、独立性と専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として設立された。この原点を大切にし、客観的なデータや事実に基づき、これらに忠実に、これらの専門的な分析に基づき、決して「規制の虜」となることなく、期待される役割を果たしていく。

具体的には、以下を旨とし、種々の業務を遂行していく。

①独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

②透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

③高い視座

高い視座から全体構造や将来あるべき姿を見通し、あらゆる取引に目を光らせる

④データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

⑤実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

⑥更なる高みへ

世界や未来も見据え、幅広く情報収集・発信し、更なる高みを目指す

2. 中期方針

運営理念を踏まえつつ、今後3か年程度を見据えた、2018年～2020年の委員会運営の中期方針を示す。

(1) 現状認識

①市場はまだ黎明期

電力・ガスの全面自由化が実現し、新規参入やスイッチングは増加し、電力の市場取引量も徐々に拡大しつつある²。

他方、市場はまだまだ黎明期であり、まずは、電力・ガスの新しい仕組みが、広く国民・関係者から信頼を得ていくことが必要である。

②市場メカニズムが未成熟

市場が未だに黎明期にある理由の一つとして、市場メカニズムが必ずしも十分機能していない点が挙げられる。とりわけ、その時々の電気の価値が発信され、市場価格に適切に反映される仕組みがまだできていない。

このため、小売事業者の数は増えたものの、市場の流動性が不十分であり、電力・ガスの調達が、新規参入の制約となっている面がある。また、既存事業者間の実質的な競争が働きにくい市場構造がある³。

とりわけ、今後数年間は、卸、小売、需給調整などシステム全体に市場や競争の基盤を整えていく重要な時期にある。

² 電気（低圧）では、新電力への切替は622万件（10.0%）、大手電力の自社内切替を加えると、1013万件（16.2%）（2018年3月末時点）。

ガス（家庭）では、他社への切替は40.1万件（2.9%）、大手ガスの自社内切替を加えると、140.8万件（10.2%）（2018年2月末時点）。

³ 例えば、電気では、大手電力による旧供給区域外への供給は全体の1.8%にとどまっている。

③ネットワークの構造改革が必要

ネットワークの在り方は、市場や競争の基盤として、全体の改革の鍵となる。再エネ拡大等のニーズに適切に対応しつつ、ネットワーク部門が、中立的・安定的・効率的に業務を推進する仕組みを作っていくことが重要である。

(2) 具体的施策

これらの現状認識を踏まえ、委員会は、目指すエネルギーシステム（ミッション）の実現に向け、以下の具体的施策に取り組んでいく。なお、これらは、委員会の施策を網羅したものではなく、あくまで一例を示すものである。

①市場の信頼を守る

ア 需要家を守る

- 厳正な監視（消費者被害等の発見、勧告・指導等の措置）
- 小売登録 ■料金審査
- 小売料金事後評価・監視 ■経過措置指定基準の策定

イ 適正競争を守る

- 厳正な監視（相場操縦等の不適正行為の発見、勧告・指導等の措置）
- 相談対応 ■監査 ■紛争処理 ■市場モニタリング ■競争評価

②市場メカニズムを適切に活用する

ア 市場ルールを改善する

- 需給運用及びインバランス料金設計の適正化
- 新たな市場設計への適切な関与（先物市場等）

イ 市場の流動性を高める

- 電源開発における電源切り出し
- スポット市場活性化（余剰抛却、グロスビディング）
- 先渡市場、時間前市場の活用促進
- LNG 基地開放促進 ■卸供給促進

ウ 需要家による選択を円滑化する

- スイッチング円滑化 ■電源表示ルールの整備

③ネットワークの適正性を確保する

ア 中立性・公平性を高める

- 法的分離に伴う行為規制の詳細設計、その厳格な運用
- 調整力公募の改善
- NW アクセスの促進（逆流託送、個別事案対応）

イ 効率性・サービスを高める

- 託送料金の厳格な審査、事後評価
- 工事費負担金検証
- 効率性向上インセンティブ設計
- 託送料金制度の見直し（発電側基本料金、立地に応じた割引）

④委員会の基盤を支える

ア 監視・評価の高度化

- 競争評価の在り方及び不適正行為の考え方の研究
- 市場監視システムの強化

イ 国際連携の強化

- グローバルな情報収集・発信、国際的なコミュニティへの積極的な参加

ウ 将来課題の探求

- 蓄電池、EV、P2P等の新技術の普及に伴う制度的課題の発掘

3. PDCAサイクル

エネルギーシステム改革は中長期にわたるものであり、電力・ガス事業を取り巻く環境は、日々変化し続けている。このため、委員会が、上記のような運営理念及び中期方針に沿って具体的施策を進めていくに当たっては、PDCAサイクルにより、事後検証を行いつつ、これらを不断に見直しを行いつつ、着実に取組を進めていくこととする。

以 上